

平成28年11月28日

各 位

会 社 名	UTグループ株式会社
代 表 者	代表取締役社長 兼 CEO 若山 陽一
コード番号	2146
問合わせ先	上席執行役員 経営基盤部門長 丸山 崇博
電 話 番 号	03(5447)1710

当社元執行役員に対する被害届提出に関するお知らせ

当社は、以下のとおり、平成28年11月25日付けで、当社の元執行役員の行為について警視庁大崎警察署に被害届を提出し、受理されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 被害届の提出に至った経緯

被害届の対象となった行為を行った者は、平成27年11月1日から、同年12月16日に無断欠勤等を理由に解雇されるまでの間、当社の執行役員であった者です。

当該人は、当社を解雇された直後である平成28年3月6日以降、Yahoo!ファイナンスの当社に関する掲示板に、「Utwakayama」の表示名で執拗に投稿を繰り返しており、その投稿数は当社が確認できるだけでも同年8月23日までの間で177にも上り、その中には、当社役員がインサイダー取引を行っている、当社が「空売り業者」と「結託」して株価操作を行っているなどの嘘偽りの記載により当社の信用を毀損するものや、当社代表取締役社長を「馬鹿山」と呼称するなど当社ないし当社関係者を侮辱する記載が多く見られました。

そこで、当社は、発信者情報を民事裁判により取得するとともに、代理人を通じて、同年9月6日、警告書を送付し、上記の違法な投稿を全て削除するように求めるとともに、もし、かかる当社の求めに応じない場合には、刑事上の手続を含めた然るべき法的措置をとることになることを警告しましたが、今日に至るまで当社の求めに応じようとしません。

そこで、当社は、同年11月25日付けで警視庁大崎警察署に被害届を提出、受理に至りました。

なお、Yahoo!ファイナンスの当社に関する掲示板には、他に、「utyu2061」の表示名で同様に違法な投稿を繰り返す者があり、かかる者に対しても、当社は、発信者情報を民事裁判により取得するとともに、投稿者の氏名及び住所を特定した上で、代理人を通じて同様の警告書の送付を行いました。その結果、違法な投稿は全て削除されました。

そこで、当社は、同人に対しては刑事上の法的措置をとりませんが、当社が被った損害の賠償を請求するため、近日中に民事訴訟を提起する予定であります。

2. 被害届の対象行為を行った者の概要

- (1) 名 称 大田 雅弘
- (2) 住 所 東京都品川区

3. 被害届の内容

当該人の行為は信用毀損罪（刑法第233条）に該当することから、厳正な処罰を求める。

4. 今後の見通し

当社は、このような当社に対する違法な誹謗中傷行為に対しては、断固とした法的措置をとることが、当社の企業価値を維持し、株主の皆様の利益を保全するために必要であるとの考えから、今後も、同様の方針をとってまいります。なお、本件が当社の業績に与える影響はございません。

以 上